

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル

5



災害発生
又は切迫

新たな避難情報等

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

4



災害の
おそれ高い

ひなんしじ
避難指示※2

・避難指示(緊急)
・避難勧告

3



災害の
おそれあり

こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

避難準備・
高齢者等避難開始

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

1



今後気象状況
悪化のおそれ

早期注意情報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず

命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

**警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。**

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

**警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



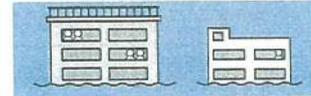
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

教育・保育施設における災害時の対応について

令和3年5月20日改正
青梅市子ども家庭部子育て推進課

非常時における迅速かつ適切な対応の推進を目的として、以下のとおり降園・休園に関する基準を定めたのでお知らせいたします。

なお、基準にとらわれることなく、地域の状況に応じた適切な判断をお願いします。

青梅市が

風水害に関する避難情報を発令した時

登園前	警戒レベル 3 高齢者等避難	休園を基本とします 園児の受け入れは、避難情報が解除されてからとなります。
	警戒レベル 4 避難指示	
	警戒レベル 5 緊急安全確保	
保育中	警戒レベル 3 高齢者等避難	降園を基本とします 避難指示(警戒レベル4)の発令が予想されますので、避難指示までに降園が完了できるように保護者へ園児のお迎えを依頼してください。
	警戒レベル 4 避難指示	
	警戒レベル 5 緊急安全確保	

青梅市で

震度5弱以上の地震が発生した時

登園前	休園を基本とします 園児の受け入れは、安全な保育(教育)体制が確保されてからとなります。
保育中	降園を基本とします 必要に応じて安全な場所に園児を誘導するなど、園児の安全を確保してください。 安全が確保されたあと、保護者に園児のお迎えを依頼してください。 なお、施設や周辺の被害状況を確認して、安全に保育(教育)が実施できると判断される場合は保育・教育を再開してください。

(注1) 休園した場合の代替保育は実施しないことを基本とします。

(注2) 命を守る行動を最優先に考え、状況に応じた対応をお願いいたします。